

『医療措置協定』のご協力をお願い

改正感染症法により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関が、その機能・役割に応じた協定(医療措置協定)を締結することになりました。

医療措置協定の主な内容

新型インフルエンザ等感染症等（※裏面Q&A参照）の発生・まん延時において

① 発熱外来の実施

「発熱外来の実施」とは「発熱等により感染が疑われる患者を外来で診察すること」を意味しており、新たな外来を設けていただくものではありません。診察の曜日や時間を分けるなど、時間的分離でも構いません。

- 対象患者を「**かかりつけ患者に限る**」ことも可能
- 人数や診察時間の条件はありません

※「流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）」を選択した場合

② 自宅療養者等への医療の提供（電話診療等）

- 新型コロナ時と同様に**特例**（電話・オンライン診療）が適用されることが前提
〈新型コロナ時の実施例：初診は外来で対面診療、再診は電話診療〉
- 対象患者を「**かかりつけ患者への電話診療に限る**」ことも可能

①又は②のうち、いずれか1つでも実施いただける場合には、協定締結にご協力をお願いいたします。

協定を締結した医療機関への支援等

- 患者の自己負担分を公費で負担**します
※当該感染症の医療が対象
- 「**外来感染対策向上加算**（発熱患者等対応加算を含む）」の**対象**となります
※「発熱外来の実施」で協定を締結した医療機関が対象（裏面Q&A参照）
- 新型インフルエンザ等感染症等に関する**最新の知見を情報提供**します
- 医療機関における**感染対策に関する研修を支援**します
- 个人防护具（マスク、非滅菌手袋等）**を優先的に**配布**します
※配布を実施する場合には、メール等でお知らせ
- 補助事業（国・東京都）の対象**になります
（令和6年度実施例：PCR検査装置、HEPAフィルター付き空気清浄機の購入等について10/10の補助）

★今後のスケジュール、手続き方法については裏面をご覧ください★

詳細は、東京都専用Webページをご覧ください

＼ 情報はここから ／

【東京都専用Webページへのアクセス方法】

ページはこちら  **東京都 医療措置協定**  で検索！

URL : https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

東京都保健医療局＞感染症対策＞医療措置協定について



東京都専用Webページ



東京都保健医療局

目次（クリックで各箇所のトップに移動可能）

- ・ 1 対象医療機関及び協議項目について
- ・ 2 協定締結までの流れ
- ・ 3 協議について
 - ・ (1) 病院
 - ・ (2) 診療所

診療所用
協議フォーム



入力時の一時保存も可能です。

協議フォーム／お問い合わせフォームは、**東京都専用Webページからアクセスできます。**
※「制度に関する動画」や「よくある御質問」なども掲載しています。

締結までのスケジュール

毎月最終日が締切です！⇒翌々月1日付で締結予定

協議フォーム
入力

協定書（案）の
確認

協定書の
確定

協定の締結
（電子署名または
書面押印）

1 1月30日まで：1月1日付締結
1 2月31日まで：2月1日付締結
※これ以降のスケジュールは専用Web
ページをご確認ください。

協議フォームに入力いただいた内容を記載した協定書（案）をメールにて
お送りしますので、内容のご確認をお願いします。

医療措置協定等についてのQ&A ※詳しくは、上記の専用Webページを参照ください

Q1 どのような感染症を想定しているのか？

- 協定の対象となる感染症は、感染症法の類型において「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」とされた感染症となりますが、新興感染症の性状や感染性等を事前に想定することは困難であるため、まずは現に発生し、これまでの教訓を生かせる**新型コロナへの対応を念頭**にお考えください。

Q2 医療措置協定を締結したことは公表されますか？

- 医療措置協定を締結した時は、感染症法に基づき、当該協定の内容を公表することとなっています。専用webページの最下部にPDFリストを掲載しています。（毎月最初の開庁日に更新予定）

Q3 外来感染対策向上加算を算定するために必要な手続きはなんですか？

- 都と発熱外来を含む医療措置協定を締結するだけでなく、関東信越厚生局東京事務所へ施設基準の届出をする必要があります。協定の締結が決定するまでには1～2か月ほどお時間をいただきますため、早めのお手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】

- ・ 令和6年度東京都医療措置協定締結事務局（受託事業者：株式会社阪急交通社）
TEL：03-4446-3567 または 上記ホームページのお問い合わせフォーム
- ・ 東京都保健医療局感染症対策部医療体制整備第二課 TEL：03-5320-5957